

まつお内科クリニック 施設基準について

当院では、以下の施設基準に適合している旨を厚生局に届け出をしています。

電子的診療情報連携体制整備加算について

当院は医療 DX を通じた質の高い医療を提供できるように体制整備を行っています。

- ・オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。
- ・マイナ保険証利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ・算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書の無償で交付しています。
- ・電子カルテ情報共有サービス等を活用できる体制を整備しています。
- ・電子処方箋に対応しています。

電子処方箋について

当院では電子処方箋に対応した医療機関です。電子処方箋により、患者の同意のもと、複数の医療機関・薬局間で処方情報や調剤情報を確認できるようになり、重複投薬や飲み合わせの確認など、より安全な医療の提供につながります。

生活習慣病管理料 (I)・(II) について

国の定める診療報酬の改定により、高血圧、糖尿病、脂質異常症の治療で通院中の患者さんは、これまでの特定疾患療養管理料が 2024 年 6 月から個人に応じた療養計画に基づき、より専門的・総合的な治療管理を行う「生活習慣病管理料」へ移行することになりました。

- ・この改定に伴い、患者さんには個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した「療養計画書」を交付させていただきます。
- ・患者さんの状態に応じ、医師の判断のもと、28 日以上 of 長期の投薬を行うことがあります。
- ・窓口負担額は診療内容により変わりますので検査を行った日などは窓口負担額が上がる場合があります。

リフィル処方箋について

リフィル処方箋とは、症状が安定している患者に対して、医師が一定期間内に繰り返し使用できる処方箋です。医師の判断により、処方箋の「リフィル可」欄にレ点を記入して発行されます。

一般名処方加算について

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

- ・後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。
- ・一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。
- ・一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。
- ・一般名処方とは、お薬の商品名ではなくお薬の有効成分を処方箋に記載することです。

外来感染対策向上加算について

当院では、院内感染防止対策として、専任の責任者を配置し、職員に対する定期的な研修や感染防止のための指針の策定等を行っています。

また、新興感染症の発生時等には、都道府県等の要請を受けて発熱患者等の外来診療を実施する体制を有しています。

- ・サーベイランス強化加算
感染対策サーベイランス事業に参加しており、定期的な報告を行っています。
- ・抗菌薬適正使用加算
当院では適切な抗菌薬を選択し、適切な量・期間・投与方法により抗菌薬の適正使用を実施しています。

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)について

看護師やコメディカルなどの医療従事者の賃金を安定的に引き上げるため、国が診療報酬(医療機関の収入)を増やす制度です。

2024年4月に新設され、この評価料で得た収入は、医師・歯科医師を除く職員の「基本給」または「毎月の固定手当」の賃上げに全額充てることが義務付けられています。

外来・在宅物価対応料について

物価高騰への対応として厚生労働省の診療報酬点数に基づき、物価対応料の算定を行っています。

三重県の複数医療機関間で診療情報を閲覧できるネットワークについて

当院では「三重医療安心ネットワーク」に参加しています。県内の医療機関や薬局が患者さんの情報を共有して医療に活かす仕組みです。個人情報保護した上、患者さんから同意を得た上でインターネット回線を用い医療情報を共有するシステムです。お薬の処方、血液検査の結果、レントゲンや CT などの画像情報とレポートなどが、異なる病院間で共有されます。

* 患者さんの情報共有は、医師が必要と判断した場合に患者さんご本人の同意を得たうえで共有するものです。後に同意を撤回して頂くことも可能です。

当院における「かかりつけ医機能」について

当院は発生頻度の高い疾患についての診療を行い、日常的な診療において患者さんの生活背景を把握し、適切な診療・保健指導を行い、必要な場合には地域の医師・医療機関と協力して解決策を提供します。この他、患者さんが適切な医療機関の選択ができるように、当院の有する「かかりつけ医機能」に関する体制を特定機関へ以下のように報告しています。

1. かかりつけ医機能に関する研修の修了者：1 名

2. 一次診療の対応について

(1) 一次診療の対応ができる領域

腎・泌尿器系領域 消化器系領域 肝・胆道・膵臓領域 循環器系領域

呼吸器系領域 内分泌・代謝・栄養領域

(2) 一次診療を行うことができる発生頻度が高い疾患

貧血 糖尿病 脂質異常症 頭痛(片頭痛) 高血圧 狭心症 不整脈 心不全

喘息・COPD かぜ、感冒 アレルギー性鼻炎 下痢、胃腸炎 便秘 慢性腎臓病